

第100回埼玉県大規模小売店舗立地審議会議事録

- 1 日時 令和元年11月26日(火) 午後1時30分～午後4時
- 2 場所 JA全農さいたま高砂ビル 会議室401
- 3 出席者 委員名(敬称略)
今井眞弓、大久保和政、国松直、高田和幸、簗輪高一郎
藤井さやか(左記は意見の開陳による出席)
※事務局 産業労働部副部長 新里 英男
商業・サービス産業支援課課長 碓井 誠一
商業・サービス産業支援課商業担当職員3名
- 4 審議内容
県意見についての審議
 - (1) 新設
 - 新設(5条1項) ヤオコー所沢有楽町店
 - 新設(5条1項) (仮称) ケーズデンキ北本店
 - 新設(5条1項) (仮称) LCモール花園2期計画
 - (2) 変更
 - 変更(6条2項) グランエミオ所沢
 - 変更(6条2項) 志木ニュータウン駅前総合ビル
- 5 傍聴人 なし
- 6 その他 事前打ち合わせを行い、内容等について確認した。
 - (1) 交通について 11月15日(金) 高田和幸委員
 - (2) 騒音について 11月13日(水) 国松 直委員

会議要旨（概要）

1 開会

2 議事

県意見についての審議

（1）新設

- 新設（5条1項） ヤオコー所沢有楽町店

（事務局説明）

【議 長】 この案件について、意見開陳はあるか。

【事務局】 藤井委員から敷地北側の緑地について適切な管理の継続をお願いするとの意見である。

【委 員】 交通に関して、周辺環境への影響は大きくないという結果が出ているので、交通流に関するコメントは特にない。一方、スクールゾーンに隣接しているため、看板等の設置で対応することとしているが、これですべてを対応しているということではなく、登下校時の児童の交通安全には最大限配慮してもらいたい。

【委 員】 騒音に関しては、全地点で環境基準、規制基準を満足しており、周辺に大きな影響はないと判断できる。この店舗は、住居が北と東西に近接しているが、予測結果のとおりであれば、大きな影響はない。

【委 員】 駐車場について、平面駐車場が満車の時にサインが出るようになっているのか。

【事務局】 届出書に記載がないので、特にないと考える。

【委 員】 来客車両が出入口1から入って満車のときは、いったん道路に出てから屋上駐車場に回り込むことになるが、近隣に小学校もあることから誘導は適切に行ってほしい。

【委 員】 交通整理員の配置は店舗に任せているのか。

【事務局】 設置者が警察と協議を行って、開店時や繁忙期に交通整理員を配置することとしている。

【委員】 平面駐車場である駐車場1は、43台であるが、届出台数は25台であり、その差は従業員用駐車場である。提案ではあるが、従業員の方は屋上駐車場を利用することで、来客者が使えるマスが増え、スムーズな運用ができると考える。

【議長】 意見開陳で、敷地北側の緑地について、適切な管理の継続をお願いしたいとあるが、この部分は緑地なのか。

【事務局】 この敷地は、元は醤油工場であり、その時の林を残している。

【議長】 ほかに、意見はないか。

【委員】 なし。

【議長】 以上の審議を踏まえ、意見は付さないこととするが、

- ・ スクールゾーンに隣接しているので、児童の交通安全に配慮されたい。
- ・ 駐車場1が満車の時の来店客への案内、駐車場2への誘導について、工夫をお願いしたい。
- ・ 駐車場1が満車になることが多発するようであれば、従業員駐車スペースの配分を柔軟にする等、来店客がより多く駐車場1を利用できるよう工夫をお願いしたい。

上記を口頭意見として設置者に伝えるということによろしいか。

(全員了承)

●新設（5条1項） （仮称）ケーズデンキ北本店

（事務局説明）

【議 長】 この案件について、意見開陳はあるか。

【事務局】 藤井委員から周辺に小学校、幼稚園、保育園、老人ホームなどが立地していることから、車の通行などが支障とならないよう十分な配慮をお願いしたいとの意見である。

【委 員】 交通に関しては、交通流への影響は軽微であるが、誘導経路が迂回させるものになっており、このとおりに来退店することを周知徹底する必要があると考える。

通学路関係では、来退店経路と重複している箇所があるので、児童の安全に十分配慮していただきたい。

【委 員】 騒音に関しては、等価騒音レベルの予測については全地点で環境基準を下回っている。

また、夜間の騒音レベルの最大値の予測については、キュービクルが音源であるが、規制基準以下である。

店舗が立地することで、騒音の影響は軽微と考える。

【委 員】 通常は駐車場を出るときは左折アウトであり、出入口①は何もしなければ左折アウトするであろう。出入口①には、右折アウトのサインなどをつける必要があると考える。

【議 長】 ほかに、意見はないか。

【委 員】 なし。

【議 長】 以上の審議を踏まえ、意見は付さないこととするが、

- ・ 来退店経路について、経路の周知を徹底されたい。
- ・ 小学校が近接しているため、児童の交通安全について、徹底されたい。

上記を口頭意見として設置者に伝えるということによろしいか。

（全員了承）

●新設（5条1項） （仮称）LCモール花園2期計画

（事務局説明）

- 【議 長】 この案件について、意見開陳はあるか。
- 【事務局】 藤井委員から周辺には住宅や学校等あるようなので、配慮をお願いしたいとの意見である。
- 【委 員】 交通に関して、周辺の交通流については、大きな影響がないと考える。
通学路に関しては、来客車両を計画地南側の道路に誘導していないとのことなので、この運用であれば、今のところ通学路への配慮を求めるまでには至らない。
出入口4については、現状で利用されているのか。
- 【事務局】 出入口4については、主にフットサル利用者が出入りしている。
- 【委 員】 出入口4はすでに利用されているものであり、ニトリが立地することで、大きく危険度が増すものではないと考える。
- 【委 員】 騒音に関しては、騒音予測は全地点で環境基準、規制基準を下回っていることから、問題ないと考える。
- 【委 員】 荷さばき施設に10トン車が入ってくるが、敷地内でどのように走行するかよくわからない。敷地の中で旋回できるのか。
- 【事務局】 警察との協議で国道から入出庫することになっており、道路上で旋回するような計画とは聞いていない。
- 【議 長】 以上の審議を踏まえ、意見は付さないことでよろしいか。

（全員了承）

(2) 変更

- 変更 (6条2項) グランエミオ所沢
- 変更 (6条2項) 志木ニュータウン駅前総合ビル

(事務局説明)

【委員】 グランエミオ所沢について、駐車場の利用実態調査を実施して、増床分を算定して収容台数を設定したとのことだが、駐輪場についても同様のことを行っているのか。

【事務局】 駐輪場も同様に利用実態調査を行い、駐車場と同様に必要台数を算定している。

【議長】 他に意見はあるか。

【委員】 なし。

【議長】 以上の審議を踏まえ、意見は付さないこととする。

(全員了承)

3 閉会

以上、埼玉県大規模小売店舗立地法審議会規則第8条第2項の規定に基づき、審議の内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

令和元年11月26日

議 長 今井真弓

議事録署名委員 国松 直

議事録署名委員 簗輪高一郎